

平成 26 年

第 1 回市議会定例会 議案第 90 号

訴訟の提起について

国の原子炉設置許可に基づいて電源開発株式会社が建設している大間
原子力発電所について、次のとおり訴訟を提起したい。

平成 26 年 2 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 当事者

原告 函館市

代表者 函館市長 工 藤 壽 樹

被告 1 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号
国

代表者 法務大臣 谷 垣 穎 一
(処分行政庁)

東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号

原子力規制委員会

代表者 委員長 田 中 俊 一

被告 2 東京都中央区銀座 6 丁目 15 番 1 号
電源開発株式会社

代表者 代表取締役 北 村 雅 良

2 請求の趣旨

(1) 経済産業大臣が、被告電源開発株式会社に対して、平成 24 年改
正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 23
条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 4 月 23 日付けでなした、大
間原子力発電所原子炉設置の許可処分は無効であることを確認する。

(2)

ア 主位的請求

被告国は、被告電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所に

ついて、その建設の停止を命ぜよ。

イ 予備的請求

被告国は、被告電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所の設置について、原告函館市が同意するまでの間、その建設の停止を命ぜよ。

- (3) 被告電源開発株式会社は、青森県下北郡大間町において、平成20年4月23日付け原子炉設置許可に係る大間原子力発電所を建設し、運転してはならない。
- (4) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決を求める。

3 請求の原因

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を踏まえると、大間原子力発電所原子炉設置許可処分の審査に用いられた安全審査指針類が不合理であることは明らかであり、当該処分は違法である。また、安全設計審査指針類の不備、欠陥は深刻であるところ、これによって大量の放射性物質が環境に放散されるような事態の発生を招きかねないものであり、その違法は重大であるから、当該処分は無効である。

- (2)

ア 主位的請求

大間原子力発電所原子炉は、平成24年改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律およびこれに基づく新規制基準による安全性判断がなされていない原子炉であることから、原子力規制委員会は、同法第43条の3の23第1項の規定に従い、本件原子炉の建設の停止を命ずべきである。

イ 予備的請求

福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力発電所から概ね30キロ圏にある自治体は原子力防災計画の策定が義務付けられこととなっており、原子力発電所の建設による不利益と負担が少なくとも30キロ圏にある自治体に及ぶことは明らかである。原子力発電所の建設に係る同意手続きは、立地自治体に限らず周

辺自治体をも含むと解すべきであり、少なくとも原告函館市が大間原子力発電所の設置に同意するまでの間は、被告国は被告電源開発株式会社に対してその建設の停止を命ずべきである。

(3) 被告電源開発株式会社が、大間原子力発電所を建設・運転するならば、重大事故が発生する蓋然性が高く、福島第一原子力発電所の事故を踏まえると、自治体崩壊という壊滅的被害を受ける具体的危険にさらされることから、地方自治体の存立を求める権利に基づき、その侵害の排除または予防のため、大間原子力発電所の建設および運転の差し止めを求める。また、市有地・市庁舎等の不動産をはじめとする多数の財産の使用禁止という危険にさらされることから、所有権に基づく妨害予防請求として、大間原子力発電所の建設および運転の差し止めを求める。

4 訴訟方針

(1) 弁護士を訴訟代理人とする。
(2) 大間原子力発電所に関して、被告国による新たな処分、被告電源開発株式会社による建設の進行その他の状況の変化があり、かつ、訴訟遂行上の必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、または追加する。

5 裁判所

東京地方裁判所

(根拠規定)

地方自治法第96条第1項第12号